

「三条教則」
關係資料
(十九)

○『大祓詞三條弁』上卷 根本真苗（明治七年二月）
本号は
の一点を収める。

『大祓詞三条弁』上巻 根本真苗（明治七年三月）

本書は、版本、和装袋糸綴で、上中下の三巻三冊より成る。第一冊（上巻）は、表紙題簽に「大祓詞三条弁 上」とあり、表紙見返しに「根本真苗著 大祓詞三条弁三巻 明治七年三月新鑄」とあり、巻頭に有栖川宮熾仁親王筆の「三条教則」（二丁）そのものを掲げ、次いで伊勢神宮大宮司権中教正田中頼庸による「序文」（二丁）を載せ、その後に、著者根本真苗による自序にあたる「序例」（四丁で、末尾に「明治六年十一月 豊後国竹田 根本真苗誌」とある）を載せたあと、本文十五丁が続き、計二十四丁より成る。第二冊（中巻）は、表紙題簽に「大祓詞三条弁 中」とあり、次いで本文二十二丁が続く。第三冊（下巻）は、表紙題簽に「大祓詞三条弁 下」とあり、次いで本文二十二丁が続き、本文のあと、著者根本真苗と同國出身の小河一敏による「跋」（二丁）を載せ、末尾に「発売所西京三条通堺町出雲寺文次郎 大坂心齋橋通安堂寺町秋田屋太右衛門 東京日本橋通四丁目須原屋佐助」と、本書の発売所の広告を載せていて、二十四丁より成る。したがつて、本書は三冊（三巻）計八〇丁より成る衍義書で、明治六年十一月に脱稿し、翌七年三月十日に小河一敏が「跋」文を書き、同月に印行したものであることがわかる。

また、冒頭に据えてある熾仁親王筆の「三条教則」、この揮毫の件については、『熾仁親王日記』二（続日本史籍協会叢書 日本史籍協会編）のなかに明確に見出すのである。すなわち、明治七年三月十八日（美晴）の条に「一、司法省出仕飯田文彦ヨリ大祓詞三条弁三冊、右書中江染筆頼出之事」（二三二頁）、ついで三月二十七日（陰深霧午後雨）の条に「一、司法省十三等出仕飯田文彦ヨリ大祓詞三条弁三冊、右跋江教憲三則染毫頼出調毫ニ付遣之事」（一三四頁）とあり、さらに四月十九日（美晴）の条に「一、根本真苗ヨリ大祓詞三条弁三冊到来之事」（一四四頁）とあることによつてわかる。つまり、明治七年三月十八日に司法省十三等出仕の飯田文彦より、本書の題字揮毫の依頼があ

り、これに応えて三月二十七日には三条教則の染筆を済ませ、翌月の四月十九日には、著者の根本本人から出来あがつた本書を寄贈進呈してきた、ということである。ただ、この飯田文彦がどのような人物であったのか、という点については、同日記中には「一、司法省出仕飯田文彦來、面謁之事」（明治六年十二月十一日〈美晴〉の条）（九六頁）、また、「一、司法権少録飯田文彦來、面謁之事」（同七年五月十六日〈陰〉の条）（一五五頁）とあるのみで、まったく不明である。

この戦仁親王は、言うまでもなく、四親王家の一つ、有栖川宮家の第八世戦仁親王の第一王子で、同宮家の第九世を嗣いだ人物である。天保六年（一八三五）二月十九日に生れ、維新に参画し、王政復古と共に維新政府の首脳となり、三年には兵部卿、四年から五年にかけては福岡藩知事（ついで県令）、そして八年には元老院議官となっている。本書の題字染筆に関連して言えば、家学の書道に秀で、慶應三年五月父戦仁親王のあとを継いで明治天皇の御手習助教となり、四年十月には師範となっている。

また、序文を草した田中頼庸については、明治期の神道界における大物の一人として著名な存在なので、ここでは省く。

一方、跋文を草した根本と同郷、竹田出身の小河一敏は、幕末維新时期の志士で明治初期の官吏として著名な人物である。文化十年（一八一三）一月二十一日、豊後国竹田に生まれ、当初は弥右衛門と称し、幼時父を失い、十一歳で家禄を継いだ五百石の岡藩士であった。朱子学・陽明学・国学を学び、二十四歳のとき抜擢されて会計元締役となるが、夙に皇室の式微を歎いて尊王の志を興こし、以後京の中山家を通じ、また真木和泉・平野国臣らと国事に奔走し、文久二年には馬関で西郷隆盛・村田新八と行動を共にした。維新後は元年に参与職内国事務局判事に任じ、従五位下に叙され堺県知事となつた。明治四年四月国事犯の嫌疑で鳥取に幽閉されること二年、同六年許されて教部省や太政官に出仕した。同十四年宮内省御用掛となり、次いで宮内大丞となつた。明治十九年（一八八六）一月三十一日に没

した。寿七十四。從四位を贈られている。著書も数多く、『王政復古義挙録』『義挙私記』『凶荒秘録』『変態事編』『明鳥』『殉難五人小伝』『熊本藩士小伝抄録』『猪首物語』『千引草百首』などがある。このような経歴から見ると、本書の跋文起草の理由は単に同郷というだけではなく、明治六年に教部省に勤務していたことも、教部省監督下の教導職の基本方針が三条教則であつたという意味から考へれば、大きな接点であつたと考えるべきであろう。

次に、著者である根本真苗については、詳細にはわからぬが、出身地である豊後国竹田に残っている史料のうち、『中川家文書』（大分県竹田市立歴史資料館所蔵）のなかに根本真苗に関する記事を見出し、ある程度のことはわかる。

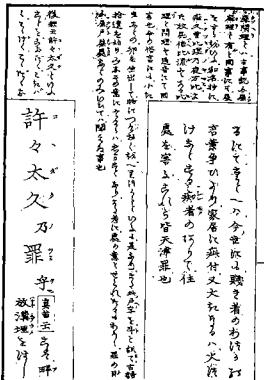
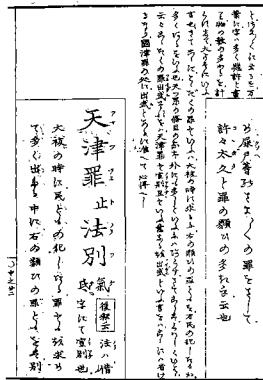
それによれば、生没年は不明であるが、幕末期から明治初期の人であり、名

を金太郎と称し、岡藩士で、最初は御目見以下の、身分としては決して高くはない、いわゆる下級武士ではあつたが、武芸や礼法、さらには学問の稽古をかなり身につけた知識人であつたようである。文久四年一月（一八六四）

若殿付の御納戸下役となり、元治元年（一八六四）九月御目見となり、同年

十二月には御徒士となり、慶応三年（一八六七）には若殿の上京にしたがつて兵庫まで御供をしたり、その二年後の明治二年（一八六九）には再度若殿の上京に京都まで御供をしたりしている。そして、廢藩置県以前の明治三年（一八七〇）正月の時点では、すでに東京住となつていて、明治三年十二月には学校句読師心得となつてゐるようなので、廢藩置県前の岡藩江戸藩邸での若殿教育係のようなことをしていたとも考えられる。また、名前もかなり

変えていた様子で、弘化二年（一八四五）には金太郎を欽斎と改め、嘉永二年（一八四九）には欽斎を欽三と改め、同五年（一八五二）には欽三を庫之



助と改め、安政六年（一八五九）には庫之助を父の名であつた庫藏に改め、維新後の明治二年十月には庫藏を真衛と改め、東京に出た以降の同四年（一八七二）には真衛を真苗喩義と改名している。なお、廢藩置県の折、永世家禄は一二石であった。こうして明治七年のはじめには本書を著わすのであるが、このような維新前の経験を見るかぎり、本書の内容との接点は、一見するかぎり、見出しにいくように感ぜられる。なぜなら、本書の内容は記紀等の古典はさて

せるであろうが、詳細については、今後の課題としなければならない。

ある。つまり、祝詞など、専門的な神道文献をいつ頃、どこで学び、身につけていたのであろうか、という疑問を生ぜざるを得ないからである。この点については、むろん確証はないが、先述の経歴と無関係ではないであろう。つまり、藩士としての身分は決して高くはないが、単なる事務方専門の藩士ではなく、学問・教育をもって仕えた、端的に言えば、知識をもって仕官していた人物ではなかつただろうか。このように見れば、経歴と本書との内容の一貫性は、見出

次に、本書の内容は、大祓詞の逐語解釈であり、記紀万葉等を駆使し、さらに、従来からの本居宣長の『大祓詞後釈』などの解釈に加えて、著者自身の釈も入れていて。体裁としては、これに加えて本文の上部に、著者が「頭書」と称する参考のための頭注も随所に見られる。この体裁が本書の一大特徴である。さらに、明治以降も大祓詞の解釈書はいくつも出ているが、明治初年において、この三条教則と連結させて説いたものは、あまり見うけられない。逆に言えば、大祓詞を題材にした三条教則の衍義書群はほとんどないということである。詳細で八〇丁と分量がかなり

多いことも含めて、その点も本書の特徴と言えるだろう。

翻刻掲載については、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。ただし、紙幅の関係で、本号は上巻のみとし、中巻および下巻の二冊は、次号に掲載する予定である。

なお、著者の根本真苗なる人物の経歴等については、大分県竹田市立歴史資料館の中西義昌氏に詳細な御教示を得た。記して御札を申し上げる。
(三宅)

凡例

本書は、本文の上部箇所周辺を中心にして、本文の補注として、頭書と筆者が言う頭注が、かなり存する。よつて、当該箇所は該当する本文のあとに、改行し、(頭書)と表記して、その文章を掲載した。

その他の凡例については、前号にしたがつた。

資料

「大祓詞三条弁」 上巻 根本真苗（明治七年三月）

第一条

敬神愛國の旨を体すべし事

第二条

天理人道を明にすべし事

第三条

皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべし事

一品熾仁親王書

序例

祓はるを吉にかへ、禍を福にかふる。皇神の教則たることは、古事記に伊邪那岐命、黄泉国に到り坐は、わざならめやも

皇太神宮大宮司兼権中教正正六位田中頼庸

世の人たらむ者は、何事にても、我より古を成して、後世に伝ふべきことを、一道に志して力を尽し、業を励ます時は、万の事をも心足ひに成得べき事、言まつて更なるは、誠に古道を学び、神習ふともからは、かへすべし。眞心を研み磨み、力の及ばず限り勞き始めたらむには、往々古に無かりし例も我より成初むこと、天下の難きわざにはあらざるべく、思悟れるに就て論らふべきは、大

祓はるを吉にかへ、禍を福にかふる。皇神の教則たることは、古事記に伊邪那岐命、黄泉国に到り坐は、穢れを払ひ清め給はむとて、筑紫の橋ノ下門にして、大御身に着ませる物を、ことくに脱棄給へり。これを祓といふ。穢れたる物を、払ひすつるよしなり。次に小門の潮の中にかつきて、大御身を滌き給ふ。これを身滌といふ。穢れたる身を、清むるよし也。又須佐之男命は、畔放、溝埋、桶放、頻時、串刺、生剥逆剥、屎戸、等の悪事行ひ給へるによりて、祓具を出して、罪を贖ひ、御身逐はれたまひて後、清き御心になりかへり

たまへるにこそ。されば伊邪那岐ノ命は、祓と禊とを
して、天地に御功^{ミイサオ}をたて給ひ、須佐之男ノ命は、祓具^{ミツコト}を
出して後、すかくしなりたまひて、万世^{ヨロヅヨ}に教^レを遺^シし給へり。此^ニ神の例^{アト}を以て、人世^ノとなりても、行
なはれける。古語拾遺、神武天皇の段に、令天^{ムメノコヤネノ}鬼屋^{カシコミテ}
命之孫^{ノミコト}、天種子^{ノタネコノ}命解^{ハラフ}除^{ヘアフ}天罪国罪事^{ミコトヲ}とあり。又古
事記、仲哀天皇の段に、天皇既崩^{カレオトロキ}訖^{カタマリ}、尔驚^{カレオトロキ}
懼^{カシコミテ}而坐^{マセマリテアラキニミヤニ}、殯^{マギナキキサカハギ}更取^{マギナキキサカハギ}國之大奴佐^{アハナキミウメクニ}而^{クサ}種^{クサ}一々
求生^{タケハケイタハケノソシタカサ}剥逆剥^{タケハケイタハケノソシタカサ}、阿離溝埋^{タケハケイタハケノソシタカサ}屎戸^{タケハケイタハケノソシタカサ}、上通^{タケハケイタハケノソシタカサ}下通^{タケハケイタハケノソシタカサ}婚^{タケハケイタハケノソシタカサ}、馬婚^{タケハケイタハケノソシタカサ}牛^{タケハケイタハケノソシタカサ}婚^{タケハケイタハケノソシタカサ}、鷦^{タケハケイタハケノソシタカサ}婚^{タケハケイタハケノソシタカサ}大婚^{タケハケイタハケノソシタカサ}之罪類^{タケハケイタハケノソシタカサ}、為^{タケハケイタハケノソシタカサ}國之大祓^{タケハケイタハケノソシタカサ}而^{クサ}とあり。
これ人世^ノとなりても、嚴^{オブツカ}なる^{ミクニ}皇國^ノの教則として、行
はしめたまふは、前^ヘにもいふ如く、凶^キを吉^キにかへ、
禍^ヒを福^ヒにかふる、功驗^{シルン}のあれはなりたり。今や何事も
古^ヘにかへさせ給ひ、神習^{カムナガラ}の直く正しく、いとも尊き、
皇國^{ミマツコト}の御政事とりおこなはせ給ふまに^ヘ、教導職^{ヨシヘノゾカサ}定
任^{タケ}給ひ、世に普くさとすへき、三^ノ条の規則^{ノリ}をなむ、定
めさせたまひける。所謂、敬神愛國の旨を体すべき事、
天理人道を明にすへき事、皇上を奉戴し朝旨を遵守せし
むへき事、との三^ノ条なり。抑^ク此^ニ三条の御さとしとい

ふも、大祓詞といふも、其義理^{コトワリ}は一^ツにて、上^へもなき、
吾大御国^{ワガオホミクニ}の大軌範^{オホミツバ}にそありける。さて大祓詞の解^{トコトガト}は既
く縣居^{カミヤシキ}翁^{カミヤシキ}を始め、世々の大人たち、さきくに残る隈^{カマ}
もなく、解あかされたれば、いまさら云よしもあらされ
と、猶まれには、考へ誤れるふし、解もらされたる処々
の、なきにしもあらねは、此^レを正し彼^レを補ひ、凡^ヘて
三^ノ条の教則の趣^{タキ}を、祓詞の件^リ々に挙^ケいへり。然^カは
あれと、もとより、己^レらか拙^{カタマリ}筆もて、先つ大人たち
の考への、よさあしさを論^{アゲフ}はむは、いとおふけなう、
あるましきことにしあれは、たゞ思ふ所のみを、聊^{シカ}
理りて、大かたは、後々考證^{ヒキアワセ}みむ人の便りにもか、と
其考へのまゝを、めやすきやうに、別に出して、頭書^{ヒツク}
とす。これらの中には、本文にさして用なきも、ましる
めれと、そもそも年ごろいたされたる、大人たちの考へを、
ひととも徒になさしと也。今此^レ書のむねとする処
は神代よりの教則の自然今^{オノヅカラ}代の三^ノ条の教則に相叶^{ハシ}へ
る吾神^{カムカムガラ}隨^{シテ}の高く尊く、道一筋につらね来て、万代も動
くましき故由を、あまねく世にしらせまほしかればそか
し。故^ク大祓詞三條弁と名づけたるも、そのよし也。み

む人よく味はへてよ。

明治六年十二月

豊後国竹田 根本真苗誌

大祓詞三条弁 上巻

根本真苗謹撰

〔後积云〕祓の中に、殊に大祓という名は、古書ともに、

此事の出たる例を以て考ふるに、一人の祓に非す、広く

諸人の祓なるか故に、大とはいふなり。

〔執中抄云〕祝詞

は、祓詞也。神祇令二云、中臣宣祓詞。その疏に祓詞

者法刀言也。と云り法は宣也。刀は説のきを省ける也。此能留といふ言は、

上下に渉る辞にて、天皇より神祇に奏さしめ給ふをも、

能留といひ、又百官以下に宣しめ給ふをも、能留といふ。

こゝは祓處に集へる人々に、宣説して聞しむる義也。され

ば下に命する教令にして、神に申す祝辞にはあらす。

〔真苗云〕今こゝに、三条弁とは、此程教導職たる者の

規則として、下し給はりし、敬神愛國の旨を体すへき事、

天理人道を明かにすべき事、皇上を奉戴し朝旨を遵守せ

しむべき事、との此三条なり。そを已レ大祓詞の件々に、

其趣意を注解あかせるを以て、大祓詞三条弁とは、題

くるもの也。

(頭書) 考云、祝詞は中臣氏の宣る也。然るを今世人の中臣祓とのみいふは、ひかことなり。中臣は祝詞を宣り、祓はト部のする業にて別なり。中臣の祓詞といへては、

祓も中臣の業の如く聞えて、ことわりなし。神祇令に凡六月十二月晦日、大祓_略中臣宣祓詞ト部為解除_ヲあり。○此大祓詞は、近江大津宮の末より、淨御原宮

のころまでの間に書たる物ならん。然るを神代の言として、天岩門の前にして、天兒屋命の唱へ給へりし、神語そといひ、あるは権原宮の御代に、天種子命の作り給へり、なといふは、古言古文に、時代々々のさまあることを、りかいしていへるあたり言也。続日本紀に此

詞をさして、神語といへることあるをもて、神の語なりといふ人もあるらんか。凡神の事をいへるをは、神の語ならぬとも、神語といへるにて、其例外にもあり。又万葉十九に、住吉尔伊都久祝之神言等云々、是等の神言も、祝部が作れる文なれとも、其本は神の命によれる故に、神言とはいふ也。神代の事書るを神書といひ、仏の事書るを仏語といふたくひなるを、もし神語とあるに

より必ず神の語とせは、神書は皆神の書給へる書、仏書は皆仏のいへる言とせんや。

ミナヅキツゴモリノオホハラヒンハズ
六月晦 大祓 十二月准之

眞苗云 古々毎年六月十二月晦日、朝廷に行はせらるゝ大祓也。又諸国にても之にならひて、大祓の事ありしよし、古書に見えたり。

考云

〔後积云〕近世に

身をも、清むるわさなるをいふなり。〔後积云〕近世に神道者といふもの、しわざを見るに、法師の仏をいつくわざを羨みならひて、行ふ事のみ多し。其中に、此大祓の祝詞を読ことも、彼、経陀羅尼などいふ物を、読にならひて、或は神の御前に向ひてよみ、或は数百遍もよみ、或は五千度一万多度の祓などいふことありて、之をよむを、祓修業といひ、又詞をつねに、中臣、祓といひ習るから、祓といふ物を、即此詞のこと、心得、又それにならひて、外にも某の祓某の祓とてよむ文の、世にこれかれあるは皆祓と云ことのさまをも弁へさる、後、世人の作れる物にて、祓にはよしなき事のみなり。さて又右にいへる如く、直に此、詞を祓と心得、これを

よむを祓修行とするは、いみしきひかこと也。此、詞は祓のわさを行ひて、其よしを神に申す詞なるに、其、祓のわさを行ひて、其よしを神に申す詞なるに、其、祓をして、するよしをまをすにて、神を欺き奉るに、似たれは、此、詞いかにめてたくとも、たゞよみたらんはかりにては、罪穢の清からんこと、おほつ、かなし。此、詞は祓にはあらす。祓のわさをして、其時に、此詞はよむ物なりと心得へし。然はあれとも、上件の如く心得、誤り来れるも、久しきことにて、世に普くよみ習ひとなれることなれば、今これを読をあしとは咎むへきにあらず。祓と祝詞とのけちめを、心得弁へるて、よむことは世のならひたらんも、宜しからぬへくこそ。〔眞苗云〕後积に云れたる如く、祓をせすして、祓詞をよみたりとて、なにの詮があるへき。その如く、三条の教則も、たゞ然いふことを、知りたるのみにては、同しく詮なき也。大祓詞は、天津罪國津罪を犯せば、しかくの災ひ来るといふことを、のり聞しめ給ふなり。三条の教則は、其天津罪國津罪を犯すことのなきやうにとのみさとし也。されは其、本源は一也。よくく味はふへき事なりかし。

(頭書) 後々釈云、朝廷にてこの大祓のわさを、みなつきはすのつゝもりにしもせらるゝよしは、一年に一度にては、罪穢キヨを清むることの、すくなければ、二、一度物せらるゝからに、一年を二ツにわかちて、むつきよりみなつきまでにつもる、罪とかをみなつきのつゝもりに、はらひ清めらるゝ事にて、しほすのつこもりなるも同しことなり。然るを中昔の頃、此公の大祓のわさをまねひて、私にも麻葉にゆふしてかけて、川辺に持出て祓する事ありて、古歌によめるなどは、皆みなつきのなり。さるはしほすは、世人なへて事繁く、寒きころにて、川辺に出るも、便りあしければ、祓する人なく、みなつきは、涼みかてらに、川辺に出て、祓する人多きゆゑに、おのつからに、みな月に限れるやうには、なりにたるなり。○六月晦大祓とあるは、晦日とななければ、たつこもりの大祓とよむへし。後釈のよみわるし。古き歌にも、みな月のつこもりかたに、祓するよし見えたるは、古コトヒもさやうにそありけん。今年六月晦クダリノ日之降ノ乃とあるところは、必ずつこもりの日、とよもへきことにて、こは大祓の行はるゝ日にいふなれは、

つこもりのけふのといふ意なり。さる故に、日字あるなり。始メのにはなきをもてもつこもりの日とはよむましき」と、しられたり。

りみなつきまでにつもる、罪とかをみなつきのつゝもりに、はらひ清めらるゝ事にて、しほすのつこもりなるも

集侍親王諸王諸臣百官人等諸聞食止宣

執中抄云

うごなはれるとは、百千の人の、正しく立並

ひて、いと静かに群りたるか、さすかに其頭の少しつゝ、動くさまをいへる詞にて、うごは、動なり。なはれるは、

万葉集に置有青垣山タマツカキヤマとある、なはる、と同言にて、立並

ふをいふ詞也。後釈云

親王云々、すへてかみさまに、

つらね挙ること、上代には、臣連国造伴オミムラジノミヤツコトモミヤソコト百八

十部ソトモトヲなどいへり。

諸王諸臣とつらね云ることは、書

紀の推古卷に、始めて見えたり。其頃よりの事なるへ

し。さて天武卷に至りて、親王諸王及諸臣とも、親王

諸王及群卿とも、親王諸臣及百寮人とも、親王諸王諸臣

及百官人とも見えたり。古コトヒは皇子諸王男女ともに、す

へて美古コトヒと申して、王字を通はし書つれば、諸王とい

ふに、皇子もこもれり。さて後に親王といふ号の出来で

は、親王を美古コトヒと申し、諸王を意富伎美オホキといふなれと、

古はおほきみと申すは、天皇をはじめ奉りて、皇子諸王までに、わたれる号なりき。さて百官といふことは、いつの頃より云そめけむ、いと古くして、古事記にも見えたり。されどこれはそとから書にならへることなるへし。

○諸モロコは、上ノに屬ツケて讀ムへし。古事記に、アマツカミモロコ天神諸アマツカミモロコなど

あるか如し。○宣ノルは、能留と訓ムへし。ここは、中臣の

みつから云ことにて、俗言に申シ聞ケますといふ意なり。

真苗云 凡ての祝詞に、宣ノルとあるか一段にて、此時集

ひたる人々同音に称マラスヲレ唯マタニは、定まりたる例なれば、祈トリ年ゴヒタツリ祭マツリのはしめに、云々聞キコシメセトノル食エフ登宣ノル、神主祝部等共林准唯マタニ余宣マツリ准マツリである

にて、次々は、略きたるを知へし。○親王諸王諸臣とは、
繼嗣令に、凡ノ、ノ皇兄弟皇子、皆ノ親王ノ、以外ノ並ノ為ノ諸ノ親王ノ、自ノ親王ノ五世ノ、雖レ得ト王ノ名ヲ、不レ在ノ皇親之限ノとあり。又其後、慶雲三年の紀に、五世の王も亦皇親たるべきの事見えたり。されど今は四親王家とて、伏見宮、閑院宮、桂宮、有栖川宮の外、新なる諸親王家は、二世より姓を賜はりて、華族に列なり給ふ事也。古とても姓を賜はりし後は、皆諸臣也。且今は公卿諸侯の称を廢させられ、更めて華族と云、即諸臣也。草莽卑賤の者といへとも、今にて

は区別なく、広く諸臣といふへきものなり。百官人とは、官省寮司の人々也。○上ノ代に、中臣家の祓詞を宣聞するも、今ノ世、教導職の三条の教則を、貴賤となく、説さざるゝも、事のおもむきは、一ツにて、其ノ人々の身をた、しうするの、もとるなり。

(頭書) 考云、宇其那波里ウカナハリは、宇都久万里ウツクマリといふ言の、都を略す。久ク其ゴに転したるにて、宇都虫ウツムシ、禹都万佐ウツマサなどの宇都に同し。那波里は、曾那波里ソナハリ、清万波里キヨマハリなどの、万波里の類ひにて、延ていふ辭也。蹲居ククマキるさまをいふ

なり。○後々釈云、集侍親王諸王云々諸聞食止宣の詞は、後に加へたるものなるへし、と後釈に云れたるか如し。たゞ其ノ加へたるゆゑを、ときもられたれは、今云

むとす。此ノ次なる、天皇朝廷爾仕スメラカミタドニシカヘミジルヒレカカルトモナラ奉留比札挂モリツカサヒビタチ伴男

云々諸モロコ聞キコシメセトノル食止宣モノツカサヒビタチも百モノツカサヒビタチ官モノツカサヒビタチ人等モノツカサヒビタチ等モノツカサヒビタチをすへいへる意なれども、上ノ代の雅ひたる詞にて、よろづからさまになれ

世にては、きく人のさたかに、それとわきかたきやうなれば、かく親王諸王諸臣ミコタカオホキミタチオホタチモノツカサヒビタチモノツカサヒビタチ百官モノツカサヒビタチ人等モノツカサヒビタチ諸モノツカサヒビタチといふ詞を加へて、たれしの人も速カに聞とらる、やうに、なしたるなり。

天皇朝廷ミカド
後スメラガ天皇ミカド朝廷ミカド尔仕ツカヘマツル

天皇朝廷は、須賣良我美加度と訓ヘシ。此末に、天皇我朝廷、鎮御魂廟戸ハビドノノノ祭祝詞に、スバ良ミカド我朝廷乎トと見えたり。

比礼挂伴男ヒレカカルトモノヲ

考云ヒレ領巾ヒレは、女の掛る物也。古ヘは女のすべてかけた

りしコと、紀にも、万葉にも、見えたれど、こハは、手タ、

強挂伴男スキカルトモノヲ

男と對カへ、其ノ外も宮中に、仕るわさある人と

もをいへれば、大御食オホミケに仕る采女ウメメを、專ラ指ていふなり。

男は借字也。古事記、又他の祝詞にも、伴緒トモノヲと書るを

正しとす。緒尾男雄など假字同しければ、たかひに借用

るそ、古ヘの常なる。真苗云伴男トモノヲの男は、考に云給た

る如く、伴緒トモノヲと書るか正字にて、其職ノソカサ々に仕カ奉る、

一部ヒトモチをいひて、即チ一緒に統つらねたる意なり。後スメラガ私ツサの意に説れたるは、あし。

比礼挂伴男ヒレカカルトモノヲ

手襪挂伴男タスキカルトモノヲ

真苗云タスキカルトモノヲ手襪挂伴男、鞍負伴男、劍佩伴男タスキカルトモノヲの三種ミクサノ

伴男トモノヲことを、是までの大人たちの考説、委しからさるにより、今古書ともを探りて、こハに其ノ概略アラグシを載るなり。先手襪挂伴男と比礼挂伴男とは、共に大御

食ケに仕ヘ奉る人ともの事なるを、詞のあやもて、かくかへていへるまで也。書紀景行卷に、五十三年秋八月、乘輿幸伊勢イテマシイセニ轉入マシキノ東海道ツシマド、冬十月、至シテ上ツ総國ヨリノ、從海路ツシマロ、渡淡水門タマリマシ、是時聞覺ニキエシカバク賀鳥音タクヨエ、欲見其ノ鳥形タカヅチ、尋而出シテマストキニ海中ツシマ、仍得白蛤エモヒキウムギラ、於是タレ膳コ臣遠祖カモメ、名磐鹿六雁カモメ以テ蒲為手襪タスキニ、白蛤タカヅチ為鱠タマリキ而進之タマリキ、故美六雁臣之功カモメ、而賜膳タスキニ大伴部タスキカルトモノヲとあるにても、御食物ミケツモに仕カ奉る人ともを、手襪挂伴男、といふこと知ラれたり。

又上ツ代は手襪挂伴男、鞍負伴男、劍佩伴男を、三種ミクサノ伴トモノヲとは云るなり。そはなほ下シにいふへし。
(頭書) 考云タスキカルトモノヲ手襪挂伴男とは、たすきをかけて仕カ奉るは、忌部イミベなどもあれとも、ここは、大御食造オホミケ奉る膳部カシハデをさすと見ゆ。然れは、これらは男といはむも、さることなれど、すべて伴男なるからは、是も男はない借字也。次々も同じ。すべて部類あるを伴緒トモノヲとはい

ふなり。

鞍負伴男

鞍負伴男とは、上代に鞍大伴部を初め、鞍負

部などを、いへることにて、中世の左右衛府なり。姓

氏錄左京神別に、大伴宿祢、高皇產靈尊五世孫、天

押日命之後也。初天孫彦火瓊々杵尊、神駕之降也、

天押日命大来目部、立御前、降于日向高千

穗峰、然後以天鞍負部天鞍負之

号、起於此也。雄略天皇御世、以天鞍負賜二大衛

公、奏曰衛門開闢之務、於職已重、若一

身難堪、望予愚兒語相伴奉レ衛左右、勅

依奏、是大伴佐伯二氏、掌左右開闢之縁也。

また書紀景行卷に、日本武尊、居甲斐國酒折宮

以テ鞍部賜大伴連之遠祖武日也、とある是等によ

り考ふれば、上代此鞍負伴男の人々、常には御門を守

り、事とある時は、寇賊にいむかひ、又天皇の行幸あら

せ給ふをりには、御供に奉仕りことなり。

(頭書) 後私云、鞍負伴男、劍佩伴男とは、後世の六衛

府のたくひの武官を云なり。考に、近衛を守るとあるは、言違ひなるへし。近衛とは、内重といふことか。

劍佩伴男

這是太刀佩部のことにて、古内舍人などの

官人の、昼夜ともに、刀剣を帶て、天皇の御身辺を守り、

又行幸の供奉をもなして、奉仕する人々をいひし也。さ

て此ノ三種ノ伴男とは書紀清寧卷に天皇恨無子乃

遣シ大伴ノ室屋大連於諸國置一白髮部舍人、白髮部

膳夫白髮部鞍負翼垂遺跡令観於後と

あり。また繼体卷に、大伴大連奏請曰、臣聞前王

之宰世也。非維城之固、無以鎮其乾坤、

非掖庭之親、無以繼其趺萼、是故白髮天

皇無嗣遣大臣祖父大伴室屋每州安置三種白

髮部以留後世之名嗟夫可不愴歎注に言

三種者、一白髮部舍人、二白髮部供膳、三白髮

部鞍負とある。かくのことき三種部を置るといふは、

白髮武広国押稚日本根子天皇の御代に仕奉りし三種

職の人々に、田地をたまひ、天皇崩御まし、のちは、

散官となり、その三種の白髮部等、田地に退身^{ミシリヨキ}て、永く天皇の恩賴^{ミフヨ}を、子々孫々に伝へしことも、天皇の御名を、後世にかゝやかし奉らんかためなり。また武烈^ノ卷に、詔曰^{ミコトノリシタハタ}、伝^{ルコトハ}國之機^{マツリコトヲ}立^{タキ}子^ヲ為^ス貴^{シト}、朕^ニ無^シ繼^シ嗣^{ミコト}何^ヲ以^{テカ}伝^{ハム}名^ヲ且^{ナラヒ}依^{ミカドノアトニ}天^ヲ皇^ヲ旧^ノ例^ヲ、置^キ小^{ヲハツセノ}泊瀬^{ヲハツセノ}舍人^{ヲシメム}使^ト為^{シテミナシロト}代^ト号^{万歳モ}難^{カラ}忘^{ルコトヲ}者也、とある如く、往古^ヘ御子のあらせ給はぬ天皇は、御名代^トして舍人等に、田^ヲ地^ヲを賜ひしことあるを以て、御代々々の天皇も三種のとものを、は、内^ヲ官人として召仕はれ、また皇后皇子も、三種^ノ伴^ヲは置れしことなり。こを手近^クいはゝ、華族などの家々にても、玄関^ヲ応接の者、近習の者、勝手賄の者、此^ノ三種の隨從あらされは、用度の足はぬものなり。

トモヲノヤソトモノヲハジメテ
伴男能八十伴男乎始氏
真苗云 八十伴男とは、某職某部と伴男の数多あ
るをかくいへるなり。分ていはく、手襤挂伴^ヲ男の部は、
膳部采女部主水部日置部、鞍負伴^ヲ男の部は、大久米部、
鞍大伴部門部語部、剣佩伴^ヲ男の部は、内物部大舍人部

楯部弓削部矢作部鞍部となり。猶此^ノ外にも、其々の部のあることは、古書に明けし。○始氏とは、次の官々専仕^ヲ奉留人等とあるに分てるにて、其^ノ伴長といふにはあらず。伴^ヲ男の男は緒なること、前に云り。
(頭書) 後秩云、後世の文の格を以て思へは、こゝは伴^ヲ男能^ヲといふこと、あまりて聞ゆれとも、すへてか、さまに、言を重ねいふぞ。古文のあやなりける乎始氏せは、上にいへる如く、とものをは、もと部の長を云称なる故に、其^ノ部々の長々を始^メとして、其^ノ下々あてといふなり。此詞にても、をは長なることを知^ルべし。

官々専仕^ヲ奉留人等乃

真苗云 官々は、比礼挂^ル伴^ヲ男とあるより、次々八十伴^ヲ男に至るまで、すへつらねて云るなり。故に、此仕奉る人等と云中に、太政大臣を始めとして、一切の官人をこめたり。

(頭書) 考云、官省寮司の下にある、諸部の者ともまでをいふ。○後秩云、官々は即^チ上の八十伴なり。仕奉る人は、其^ノ長々の下に屬^{ツキ}て、仕奉る官人とも也。○真苗

云、考後釈ともに、こゝの説委しからす。本注にも云る如く、元来この文意は、先づ始めに、天皇の御身近く奉仕するを挙げ、次の八十伴、男は、百官にて八十と其伴緒の多きをいひ、官々は又それを細かに云ふにて、八十伴、男とあるその部々の人等しかかゝれば、たゞ官々につかへまつる人とのみにても、おなし意なるを、比札掛伴、男より、つきくかそへて、こまかに云るは、古文のあやなり。

過 犯 卑雜々 罪乎

後釈云

過とは、ことさらに心もてなすにはあらて、おほえす犯すをいふ。凡て罪とあることを知ながら、殊更に心もて犯すことは、うちまかせては、あるましきことなれば、なたらかにたゞ、過といへるは、おもしろきことなり。○犯とは、慎みてすましき事をつつします、

よその意なり。されば仮字も游なるへし。
真苗云
過 犯 卑雜々 罪乎

雜々罪とは、下なる天津罪國津罪をいふなり。それを犯すといふは、即ち彼三條の教則を、なほさりに心

得るより、おこるひかことなり。先づ敬神愛国といふことも、別の事にあらす。官國幣の神をはしめ奉り、其他の神々何れも年月日時間断なく、此國人を守り給へる御功によりて、尊き卑きともに、安く世わたるといふことを、よく心得て、敬ひ奉ることとなり。又我大御國は、古より千五百秋之瑞穂國と称へられることの如く、他国にすくれて、地味のよろしければ、五穀はさらなり。万物も、それに准ひて生育る。いともたぶとき國柄にそありける。さるをその国に生れながら、神祇の恩頼をも何ともおもはす、國の勝れたるを得しらずありては、まことに人の性を受たる身にとりて、恥かしきことにあらずや。心すへき事なり。続紀宝龜七年夏四月己巳、勅祭二神祇之大典、若不誠敬何以致福、如聞諸社不修人畜損穢春秋之祀亦多怠惰、因茲嘉祥弗降災異荐言念於斯情深慙傷、宜仰諸國莫レ令爾更然とあるなどにても、古より神祇を崇敬せすして、災のありしことしるへし。次に天理人道とは、我大御國は上代よりして、男は耕し、女は機織といふことそ、天

業なりける。それをもとゝして、おのれゝが、幸得たる業もて、正直に世わたりゆくを、人道とはいふなり。

幸得たるといふは、人々生をつきて、持前のわざをいふなり。いかに恩なる者も、人とはれむかきりは必ずしもむねとなすへき業の「か」とはあるものなり。彼神代の海幸山幸も、さればそれをよく心得て、まがりたる道に入ぬそ、天理人道を明かにしたる人とはいふべきなり。

書紀継体卷に、詔曰、朕聞士有當年而

不耕者則天下或受其飢矣、女有当年而

不績者則天下或受其飢矣、女有当年而

不績者則天下或受其飢矣、女有当年而

不耕者則天下或受其飢矣、女有当年而

自敗ムなどあるをも思ふへし。然る上は公にて議給

ふ御政事の旨を、少しもあやまちおかすことなく、遵守

するは、当然のことなり。さてかも三条の教則を守るか

らは、五常五倫の道も、おのつから備はり、此祝詞の

をしへにも、いさゝか違ふことなきを、やゝて、これ

は、それを過てる者のあるゆゑ、こゝに過犯家牢

雜々罪ともいへるなり。かへすゝもつつしむべき事

なりし。

今年六月晦之大祓尔

考云晦朔を雅言には、つごもりの日、つきたちの日といふへし。月隠の日、月立の日といふことなり。そを

いた、つごもり、ついたちといふは、常言也。

後秩云波良比は、みつからするにいふ言、波良閑は、
祓給比清給事乎

令祓のつゝまりたるにて、人にせしむるをいふ言にて、
自他の差別也。集ひ集へ幸ひ幸へなどの例の如し。

白ノ神を仰ぎまつるかことく、天皇を敬ひ尊みつかうま
つることをいふなり。厩戸皇子憲法に、承詔必謹メ

君ノ則天ノ臣ノ則地ノ天ノ覆地ノ載四時清行万ノ

氣得通地欲レ覆天ノ則致壞耳是以君ノ

臣承上行下靡故承詔必慎メ不謹

諸聞食止宣

後釈云 諸とは、上に舉云る、比札挂伴、男云々、官々に仕奉る人等を、すべてさす也。

初の段は、又後に加へたるものなるか故なり。さて高天原にいふより下、祓詞は、諸國の大祓の祝詞なるを、朝廷百官の大祓にも、兼用ゐられたるもの也。

大祓詞三条弁 上巻 終

(頭書) 後釈云、大祓、詞は、此、次高天原にいふよりは初にて、是までの二段は、祓の詞にはあらず。百官の大祓の時、別に加へて、先初に宣詞也。此、二段には、た、官々の事をのみいひて、天下四方、国などいふ詞なれば、別に百官の大祓の時の詞なることしるし、かくてこの二段のうちに、天皇^ガ朝廷にいふより一段は、文殊に古く、いとくめてたし。これ上代に、百官の大祓の時、加へて宣たりし詞なるへし。されば此、段の文の古きを以て、百官の大祓も上代よりありけんことを知べき也。但し今年六月晦之といふ言は、後に二季の大祓の定ありたる時に、加へたるなるへし。さて又集侍親王云々、諸聞食止宣とある、初の一
段も、その時に加へたる詞なるへし。そもそも此段と初の段とは、た、文詞の異なるのみにして、官々をすへ舉たるは、同じことなり。か、同しさまの事の重なりて、其文のいたく異なるは、此段は上代よりの詞を、そのまゝに用ゐ、